

第3章

貿易関連投資措置

第1節 背 景

貿易関連投資措置（Trade Related Investment Measures, 以下TRIMと表記）は、従来基本的には物の輸出入の側面に注目して交渉が続けられてきたGATTにおいて、今回新たにサービス貿易、知的所有権とともに物以外の輸出入としてとりあげられた全く新しい交渉分野の一つである。

ウルグアイ・ラウンドにおいて、TRIMが交渉分野の一つとして新たに取り上げられた背景には、第1表に見るよう1980年代に入って海外直接投資の急増が見られたことがあげられる。そして実際の貿易面を見ると、輸出入に対する規制はこれら海外投資に対する諸措置を通じて行われることも多く、海外直接投資の活発化により、貿易と投資の関係が急速に重要視されるようになったためである。

周知のように海外投資は、投資受入れ国にとって、技術・ノウハウの移転による効率的生産方法を実現する、雇用機会を拡大する、あるいは輸出能力を高めるなどの効果をもち、とくに途上国の経済開発に重要な役割を果たすとみなされている。このため多くの投資受入れ国は、関連法、規則、税制など投資政策を整備し、積極的に投資を誘致している。しかし近年の投資政策は1960年代までのように無差別に外資を誘致するのではなく、自国の経済開発目標との合致、国内市場保護などの目的から、外国投資に対してさまざまなコントロールを加える規制的政策を採用している。とくに途上国ではこの

第1表 外国直接投資残高推移

(単位: 10億米ドル)

| | 1960 | | | | | | 1975 | | | | | | 1980 | | | | | | 1985 | | | | | |
|-----------|------|-------|------|--------|-------|------|-------|-------|------|--------|-------------------|------|------|-----|----|--------|-----|----|------|-----|----|--------|-----|--|
| | 金額 | | | 比率 (%) | | | 金額 | | | 比率 (%) | | | 金額 | | | 比率 (%) | | | 金額 | | | 比率 (%) | | |
| | 合計 | GDP | 合計 | 合計 | GDP | 合計 | 合計 | GDP | 合計 | 合計 | GDP | 合計 | 合計 | GDP | 合計 | 合計 | GDP | 合計 | 合計 | GDP | 合計 | 合計 | GDP | |
| 先進諸国 | 67.0 | 99.0 | 6.7 | 275.4 | 97.7 | 6.7 | 535.7 | 97.2 | 6.7 | 693.3 | 97.2 | 8.0 | | | | | | | | | | | | |
| アメリカ | 31.9 | 47.1 | 6.2 | 124.2 | 44.0 | 8.1 | 220.3 | 40.0 | 8.2 | 250.7 | 35.1 | 6.4 | | | | | | | | | | | | |
| イギリス | 12.4 | 18.3 | 17.4 | 37.0 | 13.1 | 15.8 | 81.4 | 14.8 | 15.2 | 104.7 | 14.7 | 23.3 | | | | | | | | | | | | |
| 日本 | 0.5 | 0.7 | 1.1 | 15.9 | 5.7 | 3.2 | 36.5 | 6.6 | 3.4 | 83.6 | 11.7 | 6.3 | | | | | | | | | | | | |
| ドイツ | 0.8 | 1.2 | 1.1 | 18.4 | 6.5 | 4.4 | 43.1 | 7.8 | 5.3 | 60.0 | 8.4 | 9.6 | | | | | | | | | | | | |
| オランダ | 2.3 | 3.4 | 26.9 | 22.4 | 8.0 | 41.3 | 38.5 | 7.0 | 37.9 | 45.3 | 6.4 | 48.9 | | | | | | | | | | | | |
| カナダ | 7.0 | 10.3 | 60.6 | 19.9 | 7.1 | 22.9 | 41.9 | 7.6 | 24.7 | 43.8 | 6.1 | 35.1 | | | | | | | | | | | | |
| フランス | 2.5 | 3.7 | 6.3 | 10.4 | 3.7 | 6.3 | 21.6 | 3.9 | 8.2 | 36.5 | 5.1 | 10.5 | | | | | | | | | | | | |
| ベルギー | 4.1 | 6.1 | 7.0 | 10.6 | 3.8 | 3.1 | 20.8 | 3.2 | 3.2 | 21.6 | 3.0 | 4.2 | | | | | | | | | | | | |
| イタリア | 1.1 | 1.6 | 2.9 | 3.3 | 1.2 | 1.7 | 7.0 | 1.3 | 1.8 | 12.4 | 1.7 | 3.4 | | | | | | | | | | | | |
| スペイン | 0.4 | 0.6 | 2.9 | 4.7 | 1.7 | 6.4 | 7.2 | 1.3 | 5.8 | 9.0 | 1.3 | 9.0 | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 4.0 | 5.9 | 3.1 | 8.5 | 3.0 | 1.7 | 17.4 | 3.2 | 1.9 | 25.6 | 3.6 | 3.3 | | | | | | | | | | | | |
| 途上国 | 0.7 | 1.0 | ... | 6.6 | 2.3 | ... | 15.3 | 2.8 | ... | 19.2 | 2.7 | ... | | | | | | | | | | | | |
| 欧州中央計画経済国 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | 1.0 ²⁾ | 0.1 | ... | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 67.7 | 100.0 | ... | 282.0 | 100.0 | ... | 551.0 | 100.0 | ... | 713.5 | 100.0 | ... | | | | | | | | | | | | |

(注) 1) オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、ニュージーランド、ポルトガル、南アフリカ、スペイン。

2) 1983年推計。

(出所) United Nations Center on Transnational Corporations, *Transnational Corporations in World Development, Trends and Prospects*, 1988, p. 24.

傾向が強く、自国の経済開発にとって有益な外資の選別を強化するとともに、外国資本活動に対してさまざまな行動規制を課している。このような行動規制は広くパフォーマンス・リクライアメント (Performance Requirements) と称されており、それはアメリカ商務省の定義によれば、「投資受入れ国が、外国人投資家が経営する事業所に課す次のような要件を指す」としている⁽¹⁾。

すなわち、(1)当該受入れ国からの製品輸出強制と、外国からの原材料の輸入制限、(2)当該国国民の株式所有（出資）の承認、(3)当該国国民の雇用の保障、(4)当該事業所の取締役その他の国籍制限、(5)当該国国民への訓練義務、(6)当該事業所における工場、施設水準の維持および研究開発費の負担義務、(7)当該事業所における最低限の労働力・原材料の国内調達水準の維持、(8)当該事業所における輸入原材料投入コストを相殺するに十分な価値の輸出、その他、である。

これらの諸要件はいわゆる「現地化要請措置」というべきもので、既存の外来要素（具体的には外来の資本、財、技術を指す）を、受入れ国の発展のニーズや同国民の利益に適合させることを目的として外資の持つ権益を自國化しようとしたものである。

このような「現地化要請措置」は、途上国のみならず広く世界的に採用されており、自由な資本の移動を阻害するのみならず、措置によっては自由貿易を制限あるいは歪曲することになるため、何らかのルール（基準）を設ける必要があると指摘されていた。

このような背景から、ウルグアイ・ラウンドではとくに貿易制限的、歪曲的投资措置についてTRIMとして交渉分野にとりあげることが決定され、「GATT条文に必要があれば新たな規定を追加するか否かについて交渉する」と、交渉目的が明らかにされた⁽²⁾。

第2節 交渉上の主要議論

1. TRIMとは何か

TRIMに関する交渉グループは、他分野の交渉グループがすでに具体的ルールづくりに入っているにもかかわらず、いまだ準備段階において交渉が難航していると言われる。

その理由は、多くの「現地化要請措置」を投資政策に取り入れている途上国が、経済開発の主体的、効率的推進にとって一定の外国投資規制措置は不可欠との立場を堅持し、GATTの場でTRIMをとりあげることに強く反発しているためである。また、TRIMの定義について、何をもって制限のあるいは歪曲的と考えるかの解釈が一定せず、交渉参加国の合意が成立しなかったためでもある。

TRIMの定義についてペーパーを提出したのは主としてアメリカを中心とする先進国であり、TRIMを「国際貿易に影響を与える投資政策的措置」とし、先にあげた現地化要請措置のうち、直接的に関係するものとして(1), (6), (7), (8)を具体的に示し、間接的なものとしてその他すべてを含むものと理解されている。ただし、アメリカはこの他にも、後を見るように為替規制、製造規制、プロダクト・マンディクト要求（製造する製品の一定割合を特定の国、地域に輸出する要求）、送金規制などをあげ、他の投資措置との組合せで与えられているため問題であるとして、投資インセンティブまでをもTRIMに含めるよう要求している。

しかしこのようにTRIMを広義に解釈するアメリカを例外として、誰が見ても貿易制限のあるいは歪曲的と理解されるのは、(1)のエクスポート・パフォーマンス（輸出義務）と、(7)のローカル・コンテンツ（国産化）義務および(8)の輸出入均衡要求であろう。

これらの諸措置について、投資政策上一般的にどのように取り扱われてい

るか、その貿易に対する影響はどのようなものか、を見ると次のとおりである。

(1) エクスポート・パフォーマンス（輸出義務）

生産量あるいは生産額の一定割合以上を国外に輸出することを義務づける。この割合を設定する場合、部品の輸入額、割合に対応させることがある。

国際市場条件にかかわらず、輸出競争力のない製品も輸出せざるをえなくなる。またこの輸出義務を満たすために正常の価格より低い価格で輸出される場合にはダンピングとなるおそれがある。さらに、この輸出義務が、税制上の優遇措置（インセンティブ）と併用される場合（実際このようなことが多い）はこのインセンティブが輸出補助金と同じ効果をもつ。

(2) ローカル・コンテンツ（国産化）義務

特定産業における投資認可条件として一般的に、または個別的に当該製品に占めるべき国産部品の割合を設定する。または国産化すべき部品を指定する。

貿易に与える影響としては、投資国あるいは第三国の中間部品が、価格、品質において優位であっても、国産部品の優先的使用が義務づけられれば、実質的に輸入制限と同じ効果をもつ。

(3) 輸出入均衡要求

企業が輸入する際、この輸入用外貨を企業自らが輸出により獲得することを義務づけるもの。あるいは企業が輸入する額だけ輸出を義務づける。

輸出の範囲内にしか輸入できないことになり実質的な輸入制限となる。また輸入を確保するためには企業は輸出義務を負うことになり、(1)と同じ影響を受ける。

これら自由貿易に影響を与える投資措置だけでなく、一般的に現地化要請

措置は、税制上その他の優遇措置と併用して用いられる。とくに途上国では、国際収支の改善、国内産業の振興などを目的に、外国投資の導入を優遇措置の付与によって積極的に促進すると同時に種々の要請措置を課すというアンビバレントな政策を採用している。近年輸出工業化の振興を目的に、外国資本の導入を積極化している途上国は、外資導入競争に打ち勝つために優遇措置の競争的拡大を図りつつある。

2. TRIMとみなされる投資措置

以上のようにTRIMは、国際貿易に何らかの影響を与える投資措置ということができ、間接的に影響を与えるものまで含めて現在GATTでは次の14の措置があがっている（第2表）。

貿易を歪曲するかまたは影響を及ぼすTRIMについて、可能なかぎり広くアプローチすべきであるとの立場をとるアメリカは、この14措置すべてを対象とすべきであると主張している。日本は投資受入れ国の経済社会の発展段階によっては自由競争原理だけでは通用しない場合があるという認識に立って、譲歩できるTRIMもあるとして、7項目だけをとりあげて交渉しようとしている。

3. GATT条文とTRIM

TRIMの交渉目的は、現行のGATT条文でTRIMの規制をカバーすることが困難な場合は、新規に条文を追加すべきか否かを検討するというものであり、現行GATT条文がTRIMをどうカバーするかの検討作業が進められている。具体的には、国産化義務とGATT第3条（内国民待遇）および第11条（数量制限の一般的廃止）、輸出義務と第6条（ダンピング防止）および第17条（無差別待遇の原則）などがとりあげられている。

第2表 貿易関連投資措置

| | |
|---|--|
| (1) 国内販売要求 (domestic sales requirements) | 生産の一定割合または產品の最低量または額以上を受け入れ、国内市場で販売することを要求。 |
| (2) 為替規制 (exchange restrictions) | 投資者の外国通貨へのアクセスを制限することにより、投資者により販売または使用される製品または部品の輸入を制限する。または、投資者の輸出による稼得とリンクさせることにより収支均衡要求の一形態となる。 |
| (3) 輸出要求 (export performance requirements) | 生産の一定割合または產品の最低量または額以上を輸出することを要求。 |
| (4) 投資インセンティブ (investment incentives) | 投資との関連で与えられる優遇措置。 |
| (5) ライセンシング要求 (licensing requirements) | 投資者に対し、特定の製品または技術の生産、使用または販売を受入れ国他の企業に許可することを要求。 |
| (6) ローカル・コンテンツ要求 (local content requirements) | 最終生産物の価値の一定パーセンテージが現地産品または現地で購入されたものでなければならない。 |
| (7) 現地資本要求 (local equity requirements) | 企業の資本の一定パーセンテージが現地の投資者により保有またはコントロールされなければならない。または、外国投資に上限を付す。 |
| (8) 製造規制 (manufacturing limitations) | 投資者に一定の製品の生産を禁止する。 |
| (9) 製造要求 (manufacturing requirements) | 企業が使用または販売する特定の製品または部品を現地で生産することを要求。 |
| (10) プロダクト・マンディット要求 (product mandating requirements) | 子会社に対し特定の製品を世界的にまたはある地域の市場に輸出する排他的権利を与えることを要求。 |
| (11) 送金規制 (remittance restrictions) | プロダクト・マンディット要求の他の形態として、投資者に対し指定された市場に一定量またはパーセンテージの製品を輸出することを義務付けるものがある。 |
| (12) 技術移転要求 (technology transfer requirements) | 投資者による投資にかかる利益、資本およびその他の資金の送金を制限する。 |
| (13) 輸出入均衡要求 (trade balancing requirements) | 投資者に製品に特定の技術を含むような製造または加工技術を採用すること、または受入れ国で特定の最低限のR & Dを行うことを要求。 |
| (14) 輸入代替要求 (important substitution requirements) | 企業の輸入の一定割合の同等量の輸出をすること、または特定部品の輸入を他の製品の輸出と結び付けることを要求。 |

(出所) GATT資料。

4. TRIMと途上国の姿勢

先にも触れたように途上国は、GATTでTRIMを取り上げること自体に強い反発を示してきた。直接投資に対する規制は途上国の経済発展、産業開発に不可欠であるという根拠からである。また投資受入れ政策の策定、運用はあくまでもその国の主権にかかわることであり、さらに経済発展段階にある途上国は、自国企業より力の強い外国企業から身を守ることは当然であり、また不完全な国内市場あるいは国際市場の中で途上国が競争力をつけてゆく初期段階では、政府が外国企業の貿易行為に介入することは不可欠であるという幼稚産業保護の必要性を主張している。

1974年12月に国連で発表された「国家間の経済権利義務憲章」では、国家の主権を尊重し、新国際経済秩序（NIEO）の樹立へ向けて、外国投資の規制とそれに対する国家の権限の行使を権利および義務として保証した。長い植民地支配の後、欧米多国籍企業の産業支配を許した途上国は、60年代に入ると外国投資行動規制を国際的に要求する一方、途上国の国有化あるいは厳しい現地化に直面した先進国も既得権益の確保にむけて新しい外国投資ガイドラインの設定を要求するようになった。上記の経済権利義務憲章は、海外投資に伴う問題を解決するために、市場機構にゆだねず、新たな経済秩序を樹立しようとする国連の立場を明白にしたものである。70年代は、このような途上国が強い権利意識に立脚した経済ナショナリズムが台頭し、外国企業に対して、その行動に一定の基準を設けようとする投資政策が次々と発表された。もちろん、外国投資をめぐる紛争は対途上国のみならず、先進国間でも多発しており、カナダをはじめ、ECでも外国投資に対する行動規準が作られている。

外国投資政策の主眼は、外国投資が当該受入れ国の技術発展、生産能力向上、外貨獲得、雇用などにどれだけ貢献するかに置かれており、優遇措置（インセンティブ）と、規制措置（ディスインセンティブ）との組合せによって示

されている。またほとんどの国では独立した政府機関として、投資審査機関をもち、それらは一定の政策基準によって外国投資を審査し、認可を与え、登録を義務づけている。

規制措置の多くは、特定分野への参入制限、海外送金規制の他に初めにあげたような内容の投資措置から構成されている。

国によっては政治状況、経済状況を反映して投資政策が不安定な国も多いが、一定の経済発展を遂げつつある国々とくにアジアNIESでは、投資規制措置は現実に徐々に緩和され、外国投資自由化の方向へ向かっている。NIESに続くASEAN諸国でも、輸出工業化が軌道に乗り始めた1986年以降、貿易に関する投資措置を除いて現地化要請措置は緩和されつつある。この一方、本来市場原理を支持し、促進するはずの先進諸国では、貿易収支改善、自国産業保護を目的にTRIMの発生が目立っている。とくにTRIMの提唱者であるアメリカでは、「バイアメリカン法」が連邦、州レベルであるうえ、投資申請の認可段階で国産品使用を義務づける場合が増えている。ECでは92年の統合に向けて国産化義務など現地化要請措置を強めている。

このような現状をふまえてみると、国内政策目的のため外国投資をコントロールする投資受入れ国政府の権利を阻害すべきではない、とする途上国の反発には説得力がある。

自由貿易の推進と同様、資本の自由化を促進することは、世界経済の発展に照らして意義のあることである。しかし通貨にIMF、貿易にGATTが設けられているように、外国投資に関してこのような国際機関が存在しないことは問題があるが、途上国、先進国の中なくTRIMをGATTの場で一緒に交渉するというのは、GATT第18条（経済開発に対する政府の援助）の存在をどう扱うかを含めて問題が残ろう。

第3節 OECDにおけるTRIMの検討作業

OECDでは、資本の自由な流れを確保すること、および海外投資から生ずる紛争を事前に回避することなどを目的に、外国投資に関するさまざまな調査を踏まえて、ガイドラインづくりを行っている。また1982年からはGATTに先がけて、外国投資に対する投資受入れ国側の政策的措置について、貿易を制限または歪曲している場合があるとの認識の上で、TRIMに関する検討作業を行ってきた。84年にまとめられたTRIMに関するレポートでは、TRIMを、「貿易に直接影響を及ぼし、かつ／または貿易的考慮に動機づけられた投資措置」と定義した。そして具体的なTRIMとして、(1)ローカル・コンテンツ、(2)エクスポート・パフォーマンス、(3)インターナショナル・プロダクト・マンデイト・リクライアメント（投資企業の投資受入れ国における生産品の選択、または輸出市場の選択を制限すること）の3点を狭義のTRIMとしてあげ、さらに広義のTRIMとして、為替管理規制、技術移転規制、ライセンス規制、出資比率制限などをあげた。

OECDがTRIMをとりあげたのは、あくまでも外国投資の自由化を推進することを前提にしているが、TRIMが外国投資の流れを抑制する阻害要因（ディスインセンティブ）として働くこと、このため結果的に投資に付随して発生するはずの貿易までが阻害されることを重視したためであろう。

OECDでは、ウルグアイ・ラウンドの開催を契機に1986年6月から再びTRIMに関する検討作業を開始しており、GATTでの具体的な交渉に今後も何らかの影響を与えるものと見られている。

[注] _____

- (1) U.S., Department of Commerce, *1977 Benchmark Survey of U.S. Direct Investment Abroad*, 1981.
- (2) 1986年9月の「プンタ・デル・エステ閣僚宣言」。